

令和元年勝浦町マラソン議会（8月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 令和元年8月22日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 8月22日 午前9時30分 議長 美馬友子

閉会 8月22日 午前10時57分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

2番	相原喜久男	7番	松田貴志
----	-------	----	------

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	大久保彰
参事兼総務防災課長	岡本重男	農業振興課長	河野稔彦
建設課長	海川好史	上下水道課長	松本博文

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 後藤信之

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第2号 勝浦町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第3号 勝浦町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第4号 令和元年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）について

日程第8 町民の声に対する質問

日程第9 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前 9 時30分 開議

○議長（美馬友子君） 皆さんおはようございます。

きょうは地域おこし協力隊の方々が傍聴にお越しです。ありがとうございます。

それでは、ただいまから令和元年勝浦町マラソン議会 8 月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第 1，諸般の報告を議題とします。

会議等への出席状況を報告いたします。

8 月 2 日に徳島市で開催された令和元年度徳島県町村議会議長会定例会及び議長研修会に、私が出席いたしました。

8 月 6 日に徳島市で開催された徳島東部広域農道整備事業促進協議会第37回通常総会に、私が出席いたしました。

8 月 13 日に小松島市で開催された小松島市外三町村衛生組合議会臨時会に、瀬戸議員，国清議員，私が出席しました。

8 月 19 日に阿南市で開催された令和元年度徳島県南部地区四国横断自動車道建設促進期成同盟会総会に、私が出席しました。

次に、監査委員から例月出納検査結果について、報告がお手元へ配付のとおり提出されていますので、ご報告しておきます。

次に、法第121条第 1 項の規定により、説明者として出席を求めたのは野上町長，山田副町長，市川教育長，大久保政策監，岡本参事兼総務防災課長ほか関係課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第 2，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

令和元年勝浦町マラソン議会 8 月会議における会議録署名議員は、2 番相原議員，7 番松田議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第3、議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

総議会運営委員長。

○議会運営委員長（笹 公一君） 議会運営委員会から報告いたします。

8月13日に議会運営委員会を開催し、8月会議の日程等について協議を行った結果、本日1日限りの開催といたしましたので、ご協力をお願いいたします。

なお、この8月会議における全ての第一読会において、会議規則第52条にある、議長が議員として質疑を行うときは、会議規則第53条にある自由討議と同様に、議長席で行うことと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（美馬友子君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第4、議案第1号、勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第4号、令和元年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から開会の挨拶並びに本件の提出説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

勝浦町マラソン議会8月会議の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、何かとご多用のところ会議にご出席を賜りまして心から感謝を申し上げます。残暑まだ厳しい日々が続きますが、お盆も明け、日照時間も少しずつ短くなっていく上で、朝夕は秋の気配を感じさせる風が吹き始めています。

8月3日には山西地区の夏祭りが、16日には横瀬盆踊りが台風の影響などを受けずに予定どおりに盛大に開催され、町民のみならず帰省客でにぎわっておりました。台風10号は、情報では1,000ミリを超える雨量を予測されていましたが、大きな被害も

なく通過したことに胸をなでおろしております。天気予報の予測から、避難準備情報を明るいうちにお知らせし、さらに15日には上勝町殿川内で700ミリを超える雨量、正木ダムでは毎秒900トンの放流となったため、避難勧告を発令いたしました。ことしも秋にかけて台風襲来がふえることから、早目早目の安全対策に努めていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

それでは、本会議に上程いたしております議案につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第1号、勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例について、議案第2号、勝浦町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号、勝浦町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを一括しましてご説明申し上げます。

これらの改正条例につきましては、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、令和元年10月1日から各条例に規定する使用料等の額を引き上げる改正を行うものでございます。

次に、議案第4号、令和元年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,814万円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億9,090万9,000円とするものであります。

以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終了いたしました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

まず、議案第1号と議案第2号について、松本上下水道課長から説明を求めます。

松本上下水道課長。

○上下水道課長（松本博文君） 改めましておはようございます。

議案第1号、勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例について及び議案第2号、勝浦町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の目的といたしましては、令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の合

計が8%から10%に引き上げられることから、水道料金、水道利用加入金、農業集落排水施設使用料及び農業集落排水施設加入金に係る消費税率を円滑かつ適正に転嫁するための改正と、横瀬地区汚水処理場の位置について、地番表示の改正をお願いするものです。改正内容につきましては、熟済会議において資料によりご説明させていただいたとおりでございます。

○議長（美馬友子君） 次に、議案第3号について、海川建設課長から説明を求めます。

海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 議案第3号についての詳細説明をさせていただきます。

議案第3号、勝浦町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

本年10月に予定されております消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴いまして、勝浦町法定外公共物占用料金等におきましても消費税率を変更するため、当該条例の一部を改正するものでございます。別表中、4、消費税法第6条第1項の規定により、消費税を課さないこととされるもの以外の法定外公共物の占用に係る占用料の額は、この表に定める額、または前項の規定により算出した額についてそれぞれ100分の110を乗じて得た額とすると、100分の110に改めることによる条例の一部を改正する条例でございます。

なお、附則で、この条例につきましては本年10月1日から施行するというところでございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（美馬友子君） 次に、議案第4号について、河野農業振興課長から説明を求めます。

河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 議案第4号、一般会計補正予算（第4号）の詳細説明をさせていただきます。

資料ですけれども、議案第4号事項別明細書の6ページをお開きいただけますでしょうか。同期をさせます。

資料6ページの歳入でございますけれども、15、2項4目の1節農業費県補助金の

説明No.5でありますけれども、県単独農業振興事業費の補助金としまして、1,814万円の交付を県から町に受け入れを行います。

続いて、7ページをお開きいただけたらと思います。

歳出でありますけれども、5款1項3目の19節負担金、補助金及び交付金でありますけれども、説明No.379の県単独農業振興事業補助金としまして1,814万円をJAの東とくしまに交付するものでございます。歳入歳出同額でありますけれども、要するに全額を町経由の上の補助金ということになります。

そして、続いて事業内容でありますけれども、この補助金ですけれども、県単事業の農山漁村未来創造事業補助金というメニューがありまして、この補助金を活用し、事業実施主体でありますJA東とくしまの勝浦支所選果場の選果機ラインを増設するものでございます。この増設によりまして、済いません、資料のほうを開けてまいります。この増設によりまして、資料の2枚目になりますけれども、みかんの選果機ラインにありますように、2回目の無印の選果を廃止することができまして、みかんの品質及び作業効率の向上を図ることができるということで、ラインを2ラインから3ライン、3本にふやすという増設でございます。この選果機のラインの増設に当たりましては、総事業費の見込み額は3,918万2,400円ということでありまして、この1,800万円余りの補助金を差し引きまして、JAとしましては2,100万円余りはJA負担ということになってまいります。

以上、補正予算の詳細説明といたします。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終わりました。

これより詳細質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

勝浦町簡易水道管理条例の一部改正です。何かありませんか。

第一読会ですので、自由にどうぞ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議案第2号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。ありませんか。

国清議員。

○9番（国清一治君） 熟尽でも説明があったと思うんですけど、これは水道も含め

てやけど、これは今度の消費税の改正によって上げないかんものかどうか。というのは、前の5%のときにできてなかったとかちらっと言いよったんで、そこらはどんな経過、前のができとらなんだちゅうんは、しなければいけないけどできとらなんだんか、選択でしなかったのか、今回もしなくていいという選択肢があるのかどうか。課長、どうですか。

○議長（美馬友子君） 松本上下水道課長。

○上下水道課長（松本博文君） 前回、5%から8%への消費税の増税のときにつきましては、簡易水道については引き上げを行っておりません。これは、水道組合とも協議をした結果、今回は上げないということで調整をさせていただきました。

集落排水の使用料につきましては、5%から8%へ値上げを行っております。そのときには、加入金については値上げを行っておりませんでした。今回、8%から10%へ引き上げる消費税増税に伴って転嫁する使用料については、地元の水道組合とも協議の結果、値上げをさせていただいております。集落排水につきましては、消費税というのは収益を見込んだものではなくて、国のほうに納めなければいけない消費税でございますので、町のほうで判断させていただいて、2%を値上げさせていただいております。

○議長（美馬友子君） 国清議員。

○9番（国清一治君） 協議して、組合のほうから今回も見送ったらどうかちゅうんがあつたら、上げんということもできたちゅう。例えば、反対ちゅうか将来的にかなり水道が上がってくると思うんやな。ほなけん、今微々たる値上げをせんでも、きちっと町営化したときに上げたんでもいいんかいなと思う気がしたので、そこらも含めてどなんかいな。

○議長（美馬友子君） 松本上下水道課長。

○上下水道課長（松本博文君） 今回の消費税に伴う値上げは、収益の増益を目指したのではなくて、あくまで消費税の増税による転嫁ということで、経営の安定化、健全化を図るという観点から消費税引き上げ分を料金に転嫁し、消費税10%の新税率にさせていただきたいと考えております。

○9番（国清一治君） 私は終わります。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。



松田議員。

○7番（松田貴志君） 今の説明の中では触れられなかった部分なんですけど、加入金については、前回8%時は値上げをしなかったという説明だったと思います。そしたら、8%に上げなかったということにおいて、30万円が内税として、8%の消費税が内税としてこの30万円というふうに今回は解釈しての30万5,556円という説明に多分なると思うんですけど、ここの解釈的な部分はどのような形で30万円の8%の内税がこの金額になってるというふうに、どういう解釈でここをこういう金額にもってきただんですか、この説明をお願いします。10でしたらいけるんやけど。

○議長（美馬友子君） 松本上下水道課長。

○上下水道課長（松本博文君） 集落排水施設使用料の30万円についてでございますが、現状30万円の中に8%の消費税を含んだ形で表示をさせていただいております。30万円割る1.08におきまして、27万7,777.7と小数点以下ずっと続くんですが、小数点以下を切り上げまして、27万7,777円に1.1の消費税を掛けまして、金額を改正させていただいております。

○7番（松田貴志君） ごめんなさい。質問が悪かったんですけど、料金については月額の前回8%時に上げとるじゃないですか。そしたら、加入金については、解釈でいえば本来は5%内税の体でこの30万円という金額があったと思うんですよ。ほやけど、据え置いたままでこの30万円があったと思うんよね、この間も。そしたら、前回の増税時にこの8%の内税、役場的には8%の内税という体に変えたということではないんですかね、解釈的には。どんなんですか。ごめんなさい、細かくて。

○議長（美馬友子君） 松本課長。

○上下水道課長（松本博文君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（美馬友子君） 山田副町長。

○副町長（山田 徹君） ご質問の内容につきまして、前回30万円の分は上げずに、使用料の分については消費税分を加算したというふうなことで、その30万円につきまして、消費税は幾らになるかというのはどのような考え方というようなお話であろうかと思います。30万円につきまして、当時の考え方とすると、一気に住民の方の負担がふえるのはなかなか厳しいんでないかということで、使用料だけをふやしたというふうな格好であろうかと思います。あくまで、当時のことをはっきりと把握できる者

がいませので想像の域にはなりますが、ただその後、企業会計というのは消費税を払わなければなりません。免税事業者云々で違うところがございますが、基本的には消費税と本体部分というのは分けて管理をする必要がございます。そういうふうな考え方からいきますと、30万円のうちの108分の8が消費税というふうな取り扱いで考えていかないと、消費税の計算というのが納税する額というのが確定しないということになりますので、前回の条例の改定があった以降というのは、30万円のうちに8%の税額が入っているというふうな経理処理に本来ならなければならないと思いますので、今課長が申しあげましたように、議員の解釈のとおりですというのはそういう意味で8%の計算にしているということです。

ほんで、今回各企業会計の分につきましては、消費税抜きの金額をある程度確定をしまして、今後はそれに対して何%というふうなことで、もしも今後改定があった場合にはそれにあわせて改定をしていくというふうな考え方でおります。お答えになったかどうかわかりませんが、大きな考え方としてはそういうことでございます。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） ということは、わかりました。

特に言いたいことは、実際前回増税時に内税として料金を上げることなく経過してきたという部分があったと思うんですけど、ここはちょっと視点が違うんかもわからんけど、農業集落排水事業自体がなかなか加入者もふえず、さらにはどんどんこれからは減っていく時代になっている中、ちょっとでも加入促進させるためにも加入金については据え置くという判断も一つあったんかなと、これを見たときに思ったんですよ。ほこらあたりも含めて、そこらあたりの判断ちゅうのは今回の、さっきの副町長の話だったらなかったかもわからんけど、こういった議論というのはなかったかどうかだけ最後をお願いします。

○議長（美馬友子君） 山田副町長。

○副町長（山田 徹君） 考え方として一部を据え置く、前回と同様に負担を若干でも減すために加入金だけをというような話も、議論というか話としてはあったと思います。ただ、その分を誰が負担するのかというふうなことを考えると、やはり利用者、受益者負担という考え方が優先されるのでないかという考えで、今回は同様に改

定をしたということでございます。おっしゃられるように、加入者増とかそういうふうなことも考えていきますと、今後そこらを、前回はそういうふうな話もあったんかもしれませんけれども、そういうふうなことから考えると、今後そういうふうの一部加入金をまた据え置いて、そういうふうなことはある、検討は必要なときもあろうかと考えてはおります。

○議長（美馬友子君） いけますか。

ほかにありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） この簡易水道と、それと農業集落、10月1日から消費税が上がると、町は集金業務をやっていると。トータル的には金額、消費税分だけ上がるということになりますよね。それで、その国に納める税金とか、町税に入る税収アップ、それはどういうふう処理されるのでしょうか。消費税として2%上がるんで、そのまま国に納めるのか町に入るのか、そのあたりお願いします。

○議長（美馬友子君） 松本上下水道課長。

○上下水道課長（松本博文君） 10月1日以降の増税分につきましても、4月からの分と同じように国のほうに納めることになります。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） 従来と同じように、国に納めるということですよ。でいいですか。その金額見積もりというのは、トータル的にどういうふうアップになるのでしょうか。

○議長（美馬友子君） 松本上下水道課長。

○上下水道課長（松本博文君） 申しわけございません。トータルでは試算しておりませんが、消費税2%が上がった分でのこの10月以降でどれぐらいの上昇、値上げがあるかというので説明させていただきたいと思っております。

簡易水道分といたしまして、10月1日以降から3月年度末までの間におきまして、平成30年度の決算額に当てはめてみた数字を申し上げます。この半年間で約43万円、集落排水事業で約7万4,000円の増額となります。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） わかりました。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 消費税が上がっても、実際に徴収するお金というのは臨機応変に対応してるというような印象なんですけど、この前私が黄檗の水道料金について聞いたときに、半年ずつ1万円ずつ料金を徴収してるんだけど、4月からの分も含めて10%もらうというふうな答弁だったと思うんですよ。それは実情に4月から9月までは8%だったわけですから、ちょっと合わんなという感じがしたわけ。それだったら、臨機応変に対応できるんじゃないかと思うんだけど、これだけ何かしゃちほこばって、年度末に1年分をもらうというようなことは一貫性がないように思うんですけど、どうなんですか。

○議長（美馬友子君） 松本上下水道課長。

○上下水道課長（松本博文君） 黄檗地区につきましては、水道料金定額制で年額2万円ということで、徴収のほうは半年に1万円ということで2万円使用料を納めていただいておりますが、1万円ずつということで私どもといたしましても、半年分の1万円に2%分を追加した分で消費税を納めるのでいいのではないかというふうな考えでございましたが、税務署に確認をいたしましたところ、2万円に対する消費税上乗せ分の増額分を納めなければならないということで確認をいたしましたので、そのようにさせていただきたいと考えております。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） だから、今までだってそれは一緒だったわけで、8%に上がったときに、8%に上がったけど前のままにしとこうかというのもあったわけでしょう、今まで。自分がそのときそのときに税務署が言うとおりのやりようわけでは、納めるのはそうかも知らんけれども、町民に対して徴収する金額というのは、状況に応じて変えよったわけでしょう。それだったら、今回の分200円ぐらいのことでがたがた言うつもりはないんだけど、実情に合ったようにしたらどうなんですかと僕は言うわけですよ、1万円ずつ払うわけですから。違うのかな、それは。

○議長（美馬友子君） 松本課長。

○上下水道課長（松本博文君） 消費税分というのは、あくまで転嫁しなければならないということでございます。先ほどの説明をさせていただいた中で、5%から8%

への消費増税分を値上げしなかったという部分につきましては、実質値下げということになります。今回黄檗地区につきましては、2万円に対する2%増税分の使用料を徴収するというので、地元の水道組合の皆様にも説明をさせていただいて確認した上で、このように提案をさせていただいているところでございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 余りわからんけど、がたがた言うのも時間があれなんで、納得した上でやりよんだったらいいんですけどね。何となく実情に合っていないなという感じがしたんで、質問しました。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 今の仙才議員の追加質問ですけど、黄檗地区はまだ町の組合に全面的には加入していないはずなんで、黄檗の組合で総会で、自助努力で1万円をとめるか、それは決めるべきじゃないでしょうか。

○議長（美馬友子君） 松本上下水道課長。

○上下水道課長（松本博文君） 今回、消費増税分の簡易水道使用料の転嫁については、6月末に文章により直接水道組合のほうに、10月1日以降の水道使用料の増額分の話と、それと8月に議会のほうに提案させていただきたい旨の説明をいたしまして、文章を手渡ししております。6月末から8月の議会の提案までに時間が十分ございますので、何か問い合わせ等がありましたらその間にお願いしますということで、地元水道組合のほうに確認をいたしております。8月に入りまして、この消費税の増税分で使用料を提案させてもらってよろしいかということで再度確認をいたしました結果、このように提案に至っているところでございます。

○議長（美馬友子君） 大丈夫ですか。

ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議案第3号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第4号について質疑のある議員はご発言をお願いします。補正予算についてです。

7番松田議員。

○7番（松田貴志君） 議案第4号について質問します。

この事業は県が100%ということで、町を経由していくということの説明だったんですけど、県の実施要領を見てもみますと、一応町も町で必要な指導及び調整を行った上で知事に提出するものとするという文言があるんですよね。そこらあたりで、JAさんから計画が町に来た段階で、町としてどのような今回の計画に対して何かしらの指導、意見なりをしたのかという経過の部分についての説明をお願いします。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） この事業の経過のことですけれども、JAのほうから要望としまして町のほうに上がってきまして、今選果は各支所、生比奈、勝浦支所で行っておるということでお聞きしまして、その中で勝浦支所のほうに増設したいといういきさつを説明いただきました。その中で、生比奈支所のほうにつきましては、かなり選果ラインの消耗度が高い、かなり老朽化しているということで、今回勝浦支所のほうにその上で増設をしたいと。場合によって、最悪生比奈のラインがとまった場合に、勝浦支所のほうで対処できるような対策をとっておきたいということでの説明を受けまして、町のほうもこれはプレゼンテーションの事業があるわけなんですけれども、町のほうも同行をいたしまして、そういうことであればJAのほうも負担が要るわけなんですけれども、そういったところで、町のほうも了解というところで同意しているというところでございます。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） 今説明を受ける中では、ここの課長のほうから提出してくれている概要の部分の品質及び作業効率の向上という部分について、何かしらの町が物を言うことではないけども、ごめんなさい、回りくどいことを言うんはやめるわ。結局、勝浦みかんに対してJAが2,000万円余りの投資をしてくれるというのは大変喜ばしいことやと思うんですよ。やけど、町としたらみかんをブランド化していく、そのブランド化の中で、品質の部分についてこれからは力を入れていく。段ボールは大分普及してきたと。これからは中身の問題じゃって、課長もそういった認識を持っと

うと思うんですよ。そういった中で、今回のラインの増設に関しては、余りチャレンジ的な部分でないと思うんですよ。やはり、本来であれば糖度センサー等を備えた大規模な投資をすることによって、ある程度ブランド化という部分を確実に確保できるという方向に持っていければ理想だったのかなと思うんですけど、町としたらできたらほういった意見をつけてほしかった。せっかく町としてみかんを前面に出していきよんだつたらね。だけん、ほこらあたりの議論というか課長の思いというか、そこらあたりは今後のことにもなるんですけど、何か今回の一連の協議の中で話された経緯があるのかという部分だけお答えお願いできますか。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 今回の事業なんですけれども、総額的にはラインが1本ふえたというところで、このライン全般から見れば小さい規模なんです。ライン総入れかえとなったら億単位で要するというで聞いております。そういった大改修ができれば、もちろんそれにこしたことはないんですけども、今回ブランド化に向けての箱の統一、そういった取り組みをしてまして、選果ラインでこのラインをふやすことによって無印、秀、優品については手選別でやっておるんですけども、手選別というか、無印の分について同時に今回作業を進めていけると。効率化が図れるということで、大きなブランド化、町的な取り組みとしては、規模的に一部増設によって値が変わるというところは大きななにはないんですけども、今後中身、先ほども議員が申されました品質をどういった形で統一させるというか、品質を向上させるというところでは、今後町としても大きな課題を持っています。当然、大きな産地で糖度ををはかる糖度計といいますか、そういったなにはできれば一番いいんですけども、規模的に勝浦町の規模ではまだそういった、またその機械を導入するとなればかなりの費用がかかるということで、農協はまだそこまでは踏み切れないといったことも聞いております。そういったところは今後どういった品質管理を行っていくかというのは、町としてもこれからもJAとも協議しながら詰めていきたいな、考えていきたいなと、このように考えてます。

○議長（美馬友子君） よろしいですか。

ほかに。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 内容を見ますと、私もみかんをつくってる関係で、農協が要は1つラインをふやすことによって、2回選別しとったのが1回で済むと。ということは、これだけ2,000万円の投資をして効率が上がるということで、農家にとって実入りはあるんでしょうか。コストダウン分が農家の単価にどれぐらい反映する、これは農協の話になると思うんですけど、当然効率が上がるんで選別費用が低くなる、市場では高く売れると。ということは、将来的には農家にとっては実入りがふえるというふうに考えたらいいんでしょうか。それをお伺いします。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 農家の実入りといいますか、今現在勝浦支所では1日当たり最大1,100箱ぐらいをこなしておるんですけども、この増設によって1,700から800ぐらい、五、六百ふやせると、まずその効率性があります。ふやせるということで、市場へ求められている、量的に数多く送れるということで、市場単価もそれなりの価格、要求があった需要に対しての価格を維持できるというようなメリットがあるというふうには、農協のほうからは伺っております。

○議長（美馬友子君） よろしいですか。

国清議員。

○9番（国清一治君） 課長が知っとったら教えてもらいたいんやけど、この参考資料のみかんの選果機ライン、ちょっとあけてくれますか。これって、普通に考えて赤秀、青秀、無印の感じでええんやな、これは。そしたら、ブランドちゅうのはどこ。赤秀だけをいうとんで。

○農業振興課長（河野稔彦君） 一番ブランドというのが秀品に当たる、秀品、優品も含めて、箱が統一で一緒であります。箱はもちろん優と秀を分けて印字をされとんですけれども、ブランド化というのは特に今うちは秀品を対象とした品目、等級、これがブランドとして売りにしていかなければいけないのかなとは思っております。

○9番（国清一治君） いや、僕は余りみかんを利用してないけん言えんのやけど、できたら無印は余り出さんように生産せないかんと思うんやけど、今ブランド化を進めよる中で、新たに無印のラインがふえたちゅうのにはちょっと違和感を感じるんやけどな、個人的にな。無印は、僕やったら少ないけん出さんでもええかいなと思うぐらいに思うとうやつを、ラインをふやして無印も選べるようになったわちゅう、ほ



なん近代的な話ではないように思うんやけど、どういう解釈をしとんのかいな。

○農業振興課長（河野稔彦君） 無印をこなすという意味ではなしに、従来は今なんですけれども、無印を再度ラインにかけなければいけないと。階級別は3Lから。

○9番（国清一治君） いや、ほれはわかるんや。ほんでなしに、無印をな。町はブランド化を進めよんだらう、目的は。ほこからいうたら、ちょっと非近代的な施設かいなと僕は個人的に思うたんやけど。

○農業振興課長（河野稔彦君） 品質管理というよりも効率性、こなせる今後のラインの増設によっては効率性を重視という。

○9番（国清一治君） 僕がブランドを前から言いよんは、箱よりも中身じゃということからしたら、無印に重点や置いてないでやな皆、はっきり言うて。ほなけん、何か近代化した施設が入ったような感じがするけどな。無印のラインがふえて効率化になったんはええけど、無印自体を減していかないかんと思うけんな。

○農業振興課長（河野稔彦君） まあ、おっしゃるとおりでございますけれども。

○議長（美馬友子君） よろしいですか。

○9番（国清一治君） はい。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 生比奈の選果場のみかんの荷づくりを、全部横瀬の農協に一元化してしようとしている動きがあるんです。それで、生比奈の量がふえると今のラインではさばき切れないので、ふやそうとしているのではないのでしょうか。特に、今人手不足で人が雇えないので、みかんの荷づくりも効率化っていう点で、スタチなんかは全部横瀬の農協に、生比奈に出荷しても生比奈から横瀬へ送るということをスタチはしてるんです。横瀬と生比奈のみかんは今までは分けてたんですけど、生比奈の部会は反対しているんですけども、横瀬のほうに一元化という動きがあって、生比奈のみかんもまとめて横瀬で選果して出荷するという想定で、こういうことが出てきたのではないかと私は推測しているわけです。

幾らそれはやめてくれと生比奈が言うても、生比奈の支所の購買は残してくれと言うてもなくなるし、すごく不便になって、ほんで今度選果場自体も横瀬に一元化して、そのうち支所もなくなっていくんではないのかなとみんな心配しているんです。だけど、実際農協がそういう方針を出して、横瀬の農協で勝浦町全量を出荷できるよ

うにする一連の流れではないかと思ひます。そうすると、ラインを効率化するというのは必要なことかと思ひますので、そういったことも含めてもう一回確認して、今後詳しいことを報告していただければと思ひます。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） 今後の方針としましては、農協のほうから具体的なところはまだこちらのほうは聞いてはないんですけれども、今議員がおっしゃられたようなところは、再度情報をお聞きした上で、確認がとれましたらまた報告させていただきます。

○10番（井出美智子君） 横瀬の農協は借地なんで、生比奈は自分で持っている土地なんで処分しやすいので、全部横瀬に集約して生比奈を閉めて売却したいんじゃないかって以前からみんなは心配しているんです。また事実確認をお願いします。

○議長（美馬友子君） 河野農業振興課長。

○農業振興課長（河野稔彦君） またその辺は、JAのほうとも確認をとっていきたいと思つてます。

○議長（美馬友子君） 松田君，7番消せてない。

ほかにありませんか。いけますか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

議案第1号から議案第4号までを一括して議題といたしたいと思ひます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思ひますが、これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑のある議員はご発言をお願いします。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号について質疑のある議員はご発言をお願いします。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について質疑のある議員はご発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号について質疑のある議員はご発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

以上で本件に関する総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第4号までの4件を一括して討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) ご異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決

定いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号から議案第4号までの4件は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

○議長(美馬友子君) 次に、日程第8、町民の声に対する質問を行います。

4番議員仙才守君の質問を許可します。

仙才議員。

少し準備させてください。

○4番(仙才 守君) 済いません。町民の声ということで質問をさせていただきません。

防災行政無線の保守体制についてということでございます。修理が長引いているという事例が1つありまして、保守体制についてこの場で質問しておきたいというふうに思いましたので、簡潔な答えをお願いをいたします。具体的には、坂本の黄檗地区で屋外の拡声装置、これにふぐあいが発生しておりまして、住民のほうから何とかならんかというような相談がありました。それで、この実態について質問をすると。そしてまた、今後どうするのかという答弁もいただきたいというふうに思っております。

お手元の資料のとおりでございます。経過についてなんですけれども、書いてありますように、いつごろからふぐあいが発生し、現在どうなっているのかということ、それから現場へ行って外観を観察しますと、アンテナが変形している。曲がっているというのでなしに、いろいろ角度が変わっております。それから、今年の台風によっ

てふぐあいが発生したんじゃないかというように推測しまして、これはかなり長い間放置されてるんじゃないかというふうに思ったものですから、きょうの質問になっております。先に見ていただくとこんな形で、ちょうど林というか、その中に放送の塔が立っているような状況で、アンテナはこのあたりにあるものですから、この下ですね、この辺にアンテナがあるわけです。これもこうですね。どうしても、台風なんかで木が揺れますと当たるといことで、いろんな方向に素子が曲がっていると。これが、念のために私は現地へ行きまして、今どうですかと。今はちゃんと聞こえてるといんですよ。ほんで、5月ごろ僕も実際に耳で聞いたんですが、選挙で回ってるころ。本当に音になってないんです。あつ、うっとかね。本当に声になってなかったんで、これはあかんわといことで、役場のほうにおかしいんじゃないかというふうに言ったわけです。それで、システム全体のふぐあいの、黄檗だけじゃなくて、よそでもこういうことがあるかもわからんと思ったんで、システム全体のふぐあいの実態というものがどんなものであるかと。聞きましたところが、屋外の拡声装置、これですね。これが全町で35台あるということ、それから屋内の各家庭の受信機というのが2,100個あると。それから、中継所が1カ所あると。これは鶴林寺のほうに1つ置いてあると。だから、みんな無線機は鶴林寺のほうを向いてるわけですね。そういうようになってると。こういう装置の中で、ふぐあいがどの程度出てるのか。はっきり言やあ、ここだけなのかということですね。そういうことです。

それから、保守契約がどういうふうになってるのか。年額は200万円ちょっとという保守費だというふうに聞いております。どの程度の頻度で保守作業がなされているのか。保守報告書というのは毎月出てるのかね。それから、年に何回かになってるのか。それから、屋外の拡声保守報告書の中に、拡声器が正常に動いてますよとか、動いてないよとかというようなことも報告されてるのかどうかということですね。どのような保守契約になってるのかという、ここの部分ですね。

それから、4番目としまして、修理が長引いた原因というのは、どのぐらい長引いてるのかというのものはっきりしてないんですが、長引いている原因はどこにあるのか。前に私が、1カ月ちょっと前だったと思うんですけど、何で長引いとんですかと聞いたときに、特注品があるので時間がかかってますというような答えがあったり、これは実際かどうかはわかりませんが、あるいは、9月末には修理ができると

というような回答もいただいたというふうに思うんですが、一番問題だったのは、特注品があるということであれば、実際はそうでないかもわかりませんが、このアンテナだけが悪いのかもわかりませんが、そういうのは予備品を持っていくというのが普通の保守の形態です。壊れてから修理にかかるというんでは困るので、多分予備品はあると思うんですね。予備品はどのように確保されてるのかということ、あるいはもう一つは、アンテナだけが悪いのであれば、ここに放送塔が立ってまして鶴林寺のほうを向いてるわけですが、ここが林になってますよね。このあたりはぼこっとあいてますので、ここへ一旦アンテナを移して仮設をするというような対応はできなかったんだろうかというふうにも思いました。ここに来るアンテナがちょっと見えにくいんですが、あるんですが、この素子から線が出て、下のアンプまで来てます。ここで増幅されてスピーカーで鳴ってるわけですから、このアンテナを取って、あるいは別のアンテナにして、この辺とか影響を受けないところまでアンテナを持ってきて、ここのボックスにつなげばいいわけですから、そういう対応方法も応急措置としてあったんじゃないかというふうに思います。早う言いやあ、木を早う切ったらいいんですけどね。恐らく、保守会社は早う切ってくれと、そしたら直すわと。切らない間に直してもまた同じことが起こるということで、対応ができずに困ってるんじゃないかというふうに思います。

最後に、改善策、どんなようなことを考えられているのか。実際に、ここはどうなるのか、いつごろこの木は切るのかということですね。多分、この機械は2台目でしょう、たしか。この前に1世代目のがあって、恐らくここに設置して30年ぐらいたつてると思うんですね。前のポールはもっと厚い太いポールが立ってたと思うんですけどね。同じ場所なんかどうか知りませんよ。私の近くはそうなってます。ポールを取り除いて、細いポールを立てたというような形だと思うんで、この木がこれだけ茂っているところへ立てたんじゃないしに、木のほうが大きくなったんだろうというふうだと思うんで、改善策はどのように考えているのかと。

以上でございます。ここでええんかな。

○議長（美馬友子君） はい。

岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） ご質問のありましたことを、順次まず答弁を

させていただきます。

まず、いつごろからふぐあいがということでございますが、地域の方から昨年に音声ははっきりと聞こえにくくなったと言われる声、お届けがありました、役場のほうに。それで、平成31年3月に、業者のほうの点検で、音声受信については数値的に不可とはなっていませんでしたが、議員がおっしゃられていますように、アンテナの導波エレメント欠損と、周りの立ち木が繁茂しているので伐採対策が必要ということが報告されております。またその後、議員がおっしゃられましたとおり、6月3日に仙才議員さんから、音声はほとんど聞こえないということの連絡を総務防災課のほうの担当者のほうへご連絡をいただきました。はっきり聞こえなくなったという通報は、実は仙才議員さんからが役場へは初めての連絡でございました。それから、保守業者と担当者で現地を確認しまして、アンテナの損傷の修理を行うとともに、やはり周りの障害樹木伐採をしたほうがよいとの業者の提案を受けております。

それから続きまして、システム全体のふぐあいの実態は、稼働率等ということでございますが、システム全体のふぐあいというのは、全体が壊れるというようなことは今のところ起きておりませんが、設置して何年かたちますので部品等が老朽化して、一部かえたりするような作業はここ何年か行っております。

それから、稼働率ということで考えますと、今回の問題で考えますと屋外拡声子局は35局ありまして、黄檗はNo.19となっております、1局でございます。ですから、あと34局は動いていると考えると、稼働率でいうと97%になるというふうに考えております。

それから続きまして、どのような保守契約になっているかということでございますが、定期的に点検調整を行い、障害の発生を未然に防止するよう努めていくというような保守契約の内容になっておりまして、機器に障害が発生した場合は責任を持って修理調整を行いますということになっております。ただし、この契約の対象外事項としまして、機器の増設、撤去及び移転の工事、それから町の要求による改造、特別整備、オーバーホール等、それから天変地異、不測の事故に起因する諸作業、保守取扱時間外に行う諸作業、それから作業に使用する高額部品、これは単価が5,000円以上のものについては対象外の事項となっております。

それから、修理が長引いた原因でございますが、現地確認後に修繕工事にあわせて

障害になっている木の伐採を行うために、所有者への了解をいただくことなどの調整を行いました。それから、発注するために協議の日数が必要となりまして、また業者のほうで工事期間として55日が必要となりまして、9月30日までに修繕を行う予定で、現在業者と契約を巻いて工事をする予定にしております。

今後の改善策ということでございますが、やはり調整と修理の工期に時間がかかる場合を考えて、既存のアンテナが利用できる場合には、議員ご提案の仮設などについて、保守業者と協議を行って対応をしていきたいということを考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 答弁をいただきましたが、私が聞いたのは、保守報告書というのは毎日毎月提出されているのかどうかということですね。それは答えがなかったかなど。

それから、3月にアンテナが曲がってるのが、今業者が確認して曲がってるなということが3月にわかったと。そのとき、声はちゃんと出とったと。そうすると、5月ごろに私が聞いて、声がおかしいというふうに言っていたわけですけど、それより前に実際周りの人から言われて、たまたま5月に向こうにおったものですから、おかしいなということで、これからいうと、住民の声は私のところへ言ってこなかったちゅうこともあるんですが、役場のほうには上がってなかったと、こういうことですね、音声がおかしくても。

それから、悪いところはアンテナだけということで結論が出てるわけですね、既に。その問題があると思います。9月末に修理ができる、これは前に聞いたんですけど、9月末に修理ができるということは、木の伐採もそのころにするということですかということ、それから3月にアンテナが曲がるとんだったらもうちょっと早目に、それは2月にはわからなかったわけですね、3月にわかったと。ちゅうことは去年の台風でこうなったんじゃないと、こういう結論になるんやね。毎月やってるわけですから。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） 答弁で言ったほうがいいですか。

○4番（仙才 守君） いや、町民の声というのは非常に不便なやりとりで、2回しか質問できんちゅうことになつとるからね。変えたほうがええと思うとんやけどね。

そういうことです。

一番わからんのは、修理が何でこんなに長引くんだらうかということなんですよ、ここは。防災行政無線というのは、有線は切れるおそれがあるということで、防災は無線だちゅうことになってるわけだね。だから、これに何か起こったときは防災行政無線で助かったという自治体がたくさんあるんですよ。だから、普通なら、業者もそうですけどこれは早う直さないかと。いてもたってもおれんというぐらいではないかしらんけど、少なくとも僕はもっとかかるとるだろうと思うとったんですけど、半年間かかるというのがよくわからない。それで、わざわざこんな議場で聞いているわけです。

以上、ちょっとはつきりさせてほしいなど。

○議長（美馬友子君） 岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） ご質問のありました毎月の報告というのは出ておりません。年間2回というふうな形になっております。

それから次に、済いません、ちょっと特注品の話というのが途中で、議員の質問の中で出たんですが、私はそのときは受注生産の製品のことを思い違いしておりました、特注品と間違っただけで、この間先日お会いしたときはそのことを、特注の製品はなかったということを口頭で直接説明はさせてもらっておったんですけども、詳しく業者のほうに聞いたら、八木アンテナというのが家庭製品よりも大きいんで、八木アンテナのほうも受注を受けてから生産をするという、そういう受注製品が含まれているということで、若干受注を受けてから生産するのに日数がかかるということも工期が延びている原因となっております。

それから、先ほども言いましたように、今回延びている理由というのは、立ち木を切らないといけないということで、まず所有者を調べてその方の了解をもらったり、いろいろ調整をとってありましたところでまず期間がかかった。それから、業者のほうも、受注するためにはきちんと調査して、どのように直すかということの検討期間が必要であると。それで、受注を受けた後、そういう製品を社内で検査して、手続を踏むのにまた期間がかかるということで、一定の期間が必要になったということになっております。それで、その間の住民の方の不安ということで申しますと、黄檗の組長さんのほうに担当のほうからお話をさせていただいて、ご迷惑をおかけしますが屋

内の受信機で音声のほうを聞いてほしいということで、組長さんのほうに黄檗地区の全部の家の方に役場のほうのお願いのことも伝えていただいて、子機のほうで放送を聞いていただいているというようなことも対応させていただいております。

それから、予備品ということでございますが、予備品を置くということになると、業者からは役場のほうでというようなお話もあったんですが、実際部品も大きく、置く場所も大きいと。また、金額もかかるということもございまして、それについてはなかなか今後検討して考えなければならないんですが、仮設については予算を確保しまして、仮設をするようなことというのは、業者さんのほうも備品が既存のが使えれば対応できるということで、ほれについては検討するということをお願いいたしますので、主にまずは仮設のほうの対応というのを今後の対策としては考えたいなということを考えております。

以上で全部いけそうですかね。お答えした内容。まだ足りない。

○議長（美馬友子君） 木の伐採。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） 木の伐採時期に際しましては、今回の契約の中で立ち木の伐採についても入っておりますので、あわせて行う予定としております。

○議長（美馬友子君） いつかは。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） この9月の30までにアンテナの修繕とあわせて木の伐採も行うということで、契約をしております。

以上でございます。

○4番（仙才 守君） 質問ではないんですけど、かまんですか。

○議長（美馬友子君） 時間が、少し大事なことでなんで延長させてもらおうと思いません。

○4番（仙才 守君） はっきり言うて、不満というか納得しがたい点は何点かあるね。

保守報告が年に2回ということで、ひょっとしたら9月から3月の間でふぐあいが起こった可能性があるということを言うたわけやね。

それから、年間200万円、半年で100万円ずつ払ってるわけですから、もうちょっと何とかならんのかというふうに思います。

それからもう一つ、一番重要なのは予備品を、これは今答弁は予備品がないということなんですけど、業者は絶対に予備品を持ってると思います、まともな業者であればね。言われてから用意するというような、防災システムをやってるメーカーであればあり得ない、それは。もう一回確認をしてほしいというふうに思います。それから、もうちょっと早うにするというのは当然のことやというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 答弁は。

○4番（仙才 守君） 2回じゃろう。

○議長（美馬友子君） いいですか。何か。

以上で仙才議員の質問は終わりましたが、この件に関して関連質問を1件だけ受けたいと思いますが、時間、手短に言える方がおいででしたら。ありませんか。

国清議員。

○9番（国清一治君） 手短に言いますが、今の質問を聞きよったら、防災担当課長の答弁とは私はとても思えません。これは命にかかわることなんで、業者の言い分とかそういうんでなしに、年間の保守点検は別として、故障したら直せる体制は組んどかなんだら、防災課では普通のことですよ、これ。ほんで、何回も地震を想定した試験放送もしようでしょう。これも聞こえない。まして、室内のも聞いてくださいよ。ほんないつも室内におらんですよ、地震が起こったときに。大雨の警報でないんですよ、僕は特に地震を重視しとんどすけれども。答弁は要りませんので、これは町長を含めて考えとってください。答弁は要りません。

○議長（美馬友子君） 以上で町民の声に対する質問は終わりました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

皆様お疲れさまでございました。

午前10時57分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員